

お知らせ

平成 30 年 1 月 31 日
九州電力株式会社

玄海及び川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画を修正しました

－ 関係自治体との協議を経て原子力規制委員会へ届出 －

当社は、玄海及び川内原子力発電所の原子力事業者防災業務計画について、原子力災害対策特別措置法に基づき、関係自治体との協議を経て、修正を行い、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届出を行いました。

当社は、今後とも、原子力発電所の安全性・信頼性向上に努めるとともに、原子力防災対策に万全を期してまいります。

【今回の主な修正点】

- ・ 原子力災害対策指針等改正に伴う記載の修正
- ・ 原子力規制委員会規程改正に伴う記載の修正
- ・ 新規制基準への適合に伴う修正（玄海のみ）
- ・ オフサイト（発電所外）対応に関する記載の充実（玄海のみ）
- ・ 玄海 1 号機廃止措置に伴う記載の修正（玄海のみ）

〔原子力事業者防災業務計画〕

原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づき、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るため必要な業務を定めたもので、毎年、この計画に検討を加え、必要に応じ修正するもの。なお、修正しようとするときは、関係自治体と協議することが定められている。

〔関係自治体（原災法に基づき協議が必要となる自治体）〕

- 玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画
 - ・ 佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県
- 川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画
 - ・ 鹿児島県、薩摩川内市

以 上

ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。